

令和6年6月3日  
練馬区健康部健康推進課

「ねりま子育て応援ハンドブック」作成業務委託にかかるプロポーザル募集要領

## 1 目的

本要領は、「ねりま子育て応援ハンドブック」作成業務を委託するにあたり、企画力、技術力、実績等の点から評価し、本業務に最適な事業者を特定することを目的とし、プロポーザル方式による業者選定実施にあたり、必要となる事項および手続き等に適用する。

## 2 業務概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 件名   | 「ねりま子育て応援ハンドブック」作成業務委託  |
| (2) 履行期間 | 契約確定の日の翌日から令和7年3月31日まで<br>ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。 |
| (3) 履行場所 | 区が指定する場所  |
| (4) 業務内容 | 別紙『「ねりま子育て応援ハンドブック」作成業務委託仕様書』のとおり   |
| (5) 概算経費 | 2,889千円（令和6年度予定委託料・税込）<br>概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。                                |

## 3 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと

- (1) 自治体の情報冊子発行に関して豊富な経験と専門知識を有し、他の自治体で子育て情報冊子作成などの委託業務を受注した経験を有すること。
- (2) 本業務における主任担当者を定め、主任担当者は自治体の情報冊子発行等の経験を有していること。
- (3) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

## 4 欠格条項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和

- 61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税および地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

## 5 選定方法

### 5-1 日程(予定)

募集要領等の公表	令和6年6月3日(月)
質問受付期間	令和6年6月10日(月)~20(木)
質問回答	令和6年6月25日(火)
提案書類等提出期限	令和6年7月4日(木)
第一次審査	令和6年7月19日(金)
第一次審査結果通知	令和6年7月25日(木)
ヒアリング・第二次審査実施	令和6年8月5日(月)
第二次審査結果通知	令和6年8月13日(火)

(※) 本件についての説明会は実施しない。

### 5-2 質問および回答

提案書等作成にあたっての質問がある場合は、質問書(様式1)に要旨を簡潔にまとめ、下記受付期間中に担当部署へ電子メールで問い合わせること。

- (1) 質問受付期間 令和6年6月10日(月)~20日(木)
- (2) 質問回答日 令和6年6月25日(火)
- (3) 担当部署 練馬区健康部健康推進課母子保健係  
e-mail: KENKOUSUISIN10@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和6年6月25日(火)から、質問した事業者名を伏せたうえで区ホームページで公開する。

5-3 提案書等の提出

- (1) 提出場所 練馬区健康部健康推進課母子保健係  
練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎6階
- (2) 提出方法 書面により直接持参または郵送  
※郵便事故(遅延も含む)、書類不備の場合は原則受理しない。
- (3) 提出期限 令和6年7月4日(木) 午後5時まで
- (4) 提出書類および様式

NO	提出書類	提出部数
1	「ねりま子育て応援ハンドブック」作成業務委託にかか るプロポーザル参加表明書(様式2)	1部
2	法人税、法人事業税および消費税の納付を証明する書類 (写し可)	1部
3	東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受 付票の写し(裏面印鑑証明部分も含む)	1部
4	直近の決算書の写し	1部
5	提案書※	ひとまとめにし たものを8部
6	会社概要(様式3)	
7	受託実績申告書(様式4)	
8	業務実施体制(様式5)	
9	予定担当者の経歴等	
10	見積金額および積算内訳書	
11	提案する情報冊子のデモ版(表紙、目次、特集ページ4 ページ程度、情報ページ2ページ程度。その他提案によ り折り込みページ等も可。)	
12	他自治体等において作成した情報冊子	

(※) 提案書には、以下の事項を必ず明記すること。

- (1) 「ねりま子育て応援ハンドブック」の内容提案  
「ねりま子育て応援ハンドブック」作成業務委託仕様書「6規格等」をもとに  
作成すること。

令和6年5月発行「ねりま子育て応援ハンドブック」の内容を踏まえ、妊娠期から出産後の子育てに関する情報を掲載すること。

ア 掲載記事案（表紙、妊娠・出産・子育て情報、行政情報、その他）

イ 子育てに対する不安感・負担感を解消する工夫

ウ 情報を検索しやすくする工夫

エ 区の提供する情報媒体との連携

オ 練馬区のイメージアップにつながる工夫

- (2) 広告掲載予定数および広告募集計画
- (3) 実施スケジュール
- (4) その他（本業務の実施に特に記載すべき事項など）

#### 5-4 第一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行い、一次審査通過者を選定する。一次審査通過者は概ね3者とする。審査結果は、令和6年7月25日（木）までに書面により通知する。

#### 5-5 第二次審査

第一次審査を通過した者について、プレゼンテーション、ヒアリングを行い審査する。ヒアリングの出席者は、実施体制表に記載の主任担当者または担当者3名までとし、選考時間は1事業者あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）とする。

プロジェクター、パソコンへ接続するコード（HDMI）およびスクリーンは区が用意する。使用する場合、パソコンは事業者が準備すること。なおプレゼンテーション時に新たな資料を配布することは不可とする。

詳細は第一次審査結果と併せて別途通知する。審査結果は、令和6年8月13日（火）までに書面により通知する。

#### 5-6 評価項目

評価項目および評価基準については、別表「審査基準」のとおり

### 6 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

## 7 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別添）に基づき取扱うものとする。

## 8 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。  
また、提案書類の再提出および記載内容の変更は認めない。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (9) 提案書等の作成のために練馬区から貸与された資料は、提案書等作成以外の目的で使用することはできない。また、担当部署窓口で配布する資料は、以下のとおりとする。

ア 募集要領（本資料）

イ ねりま子育て応援ハンドブック（令和 6 年 5 月発行）

ウ 「ねりま子育て応援ハンドブック」作成業務委託仕様書

- ・練馬区印刷物のユニバーサルデザインガイドライン 別紙(1)
- ・練馬区有料広告掲載・掲出基準（平成 26 年 3 月 17 日 25 練企企第 612 号）別紙(2)
- ・情報の保護および管理に関する特記事項 別紙(3)
- ・練馬区環境方針 別紙(4)

エ プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準

9 問い合わせ先

練馬区健康部健康推進課母子保健係 中村

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎6階

電話 03-5984-4621 FAX 03-5984-1211

e-mail: [KENKOUSUISIN10@city.nerima.tokyo.jp](mailto:KENKOUSUISIN10@city.nerima.tokyo.jp)